

駐車場利用に関する覚書（案）

板橋区（以下、「甲」という。）と●●株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間で締結した土地賃貸借契約書（以下、「本契約」という。）第6条に基づき、板橋区役所本庁舎の来庁者等が利用できる提携駐車場に関して、以下のとおり覚書を締結する。

（駐車場の利用）

第1条 乙は、甲の施設等を利用する来庁者等の車両（以下、「車両」という。）が、本契約及び一般公共の用に供される駐車場の管理運営に支障がない範囲において駐車できるよう、駐車場を整備し運営するものとする。

（対象駐車場）

第2条 本覚書の対象となる駐車場は、本契約対象地に整備された駐車場とし、その名称を「●●●●●●」（以下、「本駐車場」という。）とする。

（車両の管理）

第3条 乙は、乙が定める駐車場利用約款に基づき、車室を提供するものとする。

（提携駐車場の確保）

第4条 乙は、本覚書に定める提携駐車場として利用に供する車室について、時間貸しによる車室を最低10車室分整備し、来庁者用駐車場として常時利用可能な状態を確保するものとする。

2 前項の規定により整備した車室については、甲の施設等を利用する来庁者等に優先的に利用させるものではなく、一般の利用者も使用することができるものとする。

（無料処理）

第5条 甲は、板橋区役所等の施設利用時間に応じた無料処理を実施することにより、本駐車場を利用した車両に係る駐車料金の一部を負担するものとする。

2 前項に規定する駐車料金は、無料処理1回当たり60分単位とし、その額は甲乙協議のうえ、60分●●円とする。

3 乙は、本駐車場営業開始日の14日前までに、甲が実施する無料処理に必要な器具等を用意して甲に提供するものとする。

4 無料処理に必要な器具等の仕様については、他の板橋区提携駐車場の無料処理と区別できるものとし、詳細は甲乙協議のうえ定める。

（駐車料金の請求）

第6条 乙は、前条の規定により甲が負担する駐車料金を月ごとに集計し、翌月の15日（休日に当たる場合は翌営業日）までに、その合計金額を甲に請求するものとする。

（駐車料金の支払）

第7条 甲は、前条による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

2 前項に係る振込手数料は甲の負担とする。

(駐車台数の報告)

第8条 乙は、第5条の規定により甲が駐車料金の一部を負担した車両の台数及び無料処理を実施した回数について、週ごとに集計した結果を取りまとめ、翌月の15日までに、甲に報告するものとする。

(期間)

第9条 この覚書の期間は、令和8年12月1日から令和10年10月31日までとする。

(契約解除権)

第10条 甲又は乙は、相手方がこの覚書に違反したとき又はこの覚書の継続が困難となる事由が生じたときは、相手方へ書面により通知することにより、この覚書を解除することができる。

2 本契約が解除又は終了した場合は、本覚書は当然に終了するものとする。なお、本覚書の解除又は終了は、本契約の効力に影響を及ぼさないものとする。

(規定外事項)

第11条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

なお、この覚書締結の証としてこの覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年12月1日

甲

所 在 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
名 称 東京都板橋区
代表者 東京都板橋区長 坂 本 健

乙

所 在
名 称
代表者